

(連載) 国際人権先例紹介 (3)

人種差別撤廃委員会

通報番号 38/1997

シンティ・ロマに対する差別的な見解が公開された際、国内法令による保護、ならびに国家機関による効果的な救済措置が提供されたかが争われた事例

請願者	Zentralrat Deutscher Sinti und Roma et al.
当事国	ドイツ
通報日	2006年8月29日
意見採択日	2008年2月22日
条約批准日	1969年5月16日
14条受諾宣言日	2001年8月30日

事案の概要

1 2005年、シンティ・ロマに属する刑事局長G.Wは、ドイツ刑事警察官協会(BDK)の会報に「シンティ・ロマドイツにおける600年」と題する論文を発表した。これに対しBDKの支部副代表で刑事監査局長であるP.L.の投書が掲載された。P.L.は、同誌がドイツ最大の警察官協会の会報であり、2万人以上のメンバーに配布されることを指摘し、また自ら財産犯を担当する中で見聞きしてきたシンティ・ロマの人々による犯罪行為を列挙しながら、以下のように主張する。

2 「彼自身シンティである同僚Wの論文を興味深く読んだが、反論せずにはいられない。」「少数者保護がすべてに優先され、ナチス時代の過ちがなお後世代に影響を与えている時代であってさえ、一方的に何もかもを受け入れる必要などないのだ。」「財産罪を処理する警察官として、私はくりかえしシンティ・ロマの文化、独特な生活様式や犯罪性に対処してきた。」「自らを国の福祉制度における“ペーコンの中のうじ虫”のように感じると言っている」

「第三帝国期の迫害を理由に、盗み、詐欺、社会的な寄生を何らの後ろめたさもなく当然のごとく正当化している」「しかしこの集団は(中略)不釣り合いに影響力を占めている。」「シンティが社会福祉事務所にメルセデスで乗りつけることに市民が不平を言うのは偏見か?」「定職に就かず社会保険を支払わないのは事実」「なぜ登記所に届け出ずに同族婚をし社会から分離するのか」「なぜ福祉事務所に子どもの名前を届けないのか」「統合を望まずにしながら給付により社会の外で生活するような人間は共同体の意味を主張できない」「私の見解は、自分の意見だけでなく多くの同僚と話す中で培われてきた」等々。

3 請願者は、P.L.の投書にはシンティ・ロマに対する数多くの差別的発言が含まれており、犯罪性がシンティ・ロマの主要な特質であるとするのは、人種差別主義的で、品位を傷つける固定概念を利用していると主張する。特に「うじ虫」や「寄生」の語はナチスのプロパガンダでユダヤ人やシンティ・ロマに使用されたものである。このような言論はシンティ・ロマ社会に対する憎悪をあり、警察官が彼らに敵意ある態度を取る危険性を増大し、少数者の社会的排除を強めると主張する。

4 同年11月ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会(以下ZDSR)が公式に抗議を行った。バイエルン州内務相は、特定の人の集団に関する否定的発言は受け入れがたいと述べて、P.L.を停職処分とした。

5 ZDSR及びR.R.はハイデルベルグの地方検事に、翌月にはドイツ在住シンティ・ロマ団体バイエルン州協会(以下VDSR)及びF.R.がフルトの地方検事に刑事告発を行った。両事案ともブランデンブルグ州の地方検察に移送されたが、ドイツ刑法上の犯罪の構成要件が充たされていないとして2つの訴えは却下され

た。請願者は検事総長に上訴したが却下されたため、ブランデンブルグ州最高裁に上告した。裁判所は、個人については訴えの実体がないとし、ZDSR および VDSR については、団体として間接的に影響を受けたに過ぎないとしてすべての訴えを却下した。

6 したがって、ZDSR らは人種差別撤廃委員会に請願を行った。請願者は ZDSR (自ら及び G.W. の代理として)、VDSR, R.R., 及び F.R. である。

請願者らの主張は、以下のとおり。

- 1) 締約国は、シンティ・ロマに直接向けられた侮辱を含む出版に対して、ドイツ刑法に基づいた保護を提供していない。
- 2) したがって条約第4条 (a) (c) 及び第6条に基づく個人、及び個人の集団としての権利が侵害された。

7 当事国政府は以下のように反論した。

- 1) 団体にはそもそも個人の尊厳が認められず、またいずれも国家の行為又は不作為の被害者であると主張していない。よって第14条1項に基づいた被害者たる資格がない。
- 2) すべての請願者は条約第4条 (a) (c) に基づく主張を立証していないうえ、条約第14条が求める国内的な救済措置を尽くしていない。州最高裁は被害者の地位がないために訴えを却下したのであり、少なくとも個人に関してはドイツ基本法の表現の自由に関して憲法に基づく申立は可能であった。にもかかわらず連邦憲法裁判所への訴えがなされていない。W にいたっては、国内の救済措置をまったく利用していない。
- 3) 条約4条 (a) から生ずる義務は、ドイツ刑法の規定であまねくカバーされており、保護の乖離は生じていない。4条 (a) は考えうるあらゆる差別行為でなく、暴力を伴う行為もしくは人種差別的プロパガンダが目的である場合の行為を列挙している。
- 4) 検察により犯罪の構成要件はみたされないことが明らかになったが、その決定すべてで

投書を「不適切」「悪趣味」「著しく常軌を逸しており不謹慎」と指摘しており、実際に P.L. には懲罰的措置がとられている。

- 5) 条約4条 (c) に関して、同誌は公的な機関でなく専門職協会によって発刊されている。また P.L. は公的立場でなく私人として投書している。

- 6) 条約6条に関して、訴追当局は P.L. に対する捜査の迅速な開始を通じて敏速に行動し、実効的な保護の義務を十分に果たした。徹底的な調査の後、当局は人種的又は民族的憎悪の扇動の罪が立証されないために、捜査を打ち切った。

8 請願者の反論

- 1) 7-1) に対して、団体は自らの構成員のためにドイツのシンティ・ロマの「個人の集団」として申立を行ったものである。
- 2) 7-2) に対して、先例からして連邦憲法裁判所への上告は成功する見通しが無い。

委員会の意見

1 受理許容性について

- 1) 請願者のうち2つが法人であるという事実が受理許容性の障害になるとは考えない。条約14条は「個人の集団」から申立てを受け取る委員会の権限に明示的に言及している。委員会は団体の活動の性質および団体が代表する「個人の集団」の性質に留意し、団体が14条1項の意味における「被害者」の要件をみたしていると考えられる。
- 2) 国内的な救済措置を尽くすことについて、委員会は先例で、請願者は具体的な事案の状況において実効的な救済措置を尽くすことのみが求められるとした。ドイツ刑法の下では個人は国家に対して刑事訴追を開始する権限を有しない。よって W 以外の請願者は、第14条7項 (a) の要件をみたし請願を受理する。
- 3) W に関しては、刑事告発を行わなかったこと、又、州最高裁にかけられた手続きの当

事者でないことに注目し、国内的な救済措置が尽くされていないために請願を受理しない。

- 4) 条約第4条(c)違反の申立に関しては、BDKが専門職協会であり国家機関でなく、及び、PLは個人の資格で投書したとする締約国の主張を受け入れ、不許容とする。
- 5) したがって当該事案は条約第4条(a)及び第6条に関する限りにおいて受理許容であると宣言する。

2 本案について

- 1) 委員会にかけられた主要な論点は、ドイツ刑法の規定が人種差別の行為に対して効果的な保護を提供するかどうかである。
- 2) 委員会は国内法令が条約に適合するか否かを抽象的に決することは自己の任務ではないと考える。しかし具体的事案で違反があったかについては検討を行なう。
- 3) 委員会に提出された資料は、検察ならびに

裁判所の決定が明らかに恣意的である、又は公正性を否定するものであることを示すものはない。加えてPLに対して懲戒的な措置が取られていることに注目する。

- 4) したがって委員会にかかる事実は、条約第4条及び第6条の違反を明らかにするものではないと考える。
- 5) それでも委員会は、P.L.の投書が、請願者のみならず関係訴追当局及び司法当局によっても、侮辱的かつ不快なものだと認められたことを想起する。委員会は(i)投書で述べられた意見の差別的、侮辱的かつ中傷的な性質、及び、かような意見が、個人に奉仕し個人を保護すべき警察官により出された場合の格別の重み、ならびに(ii)第57会期に採択されたロマに対する差別に関する一般的勧告27に、締約国の注意を促したい。

(担当：川本紀美子)